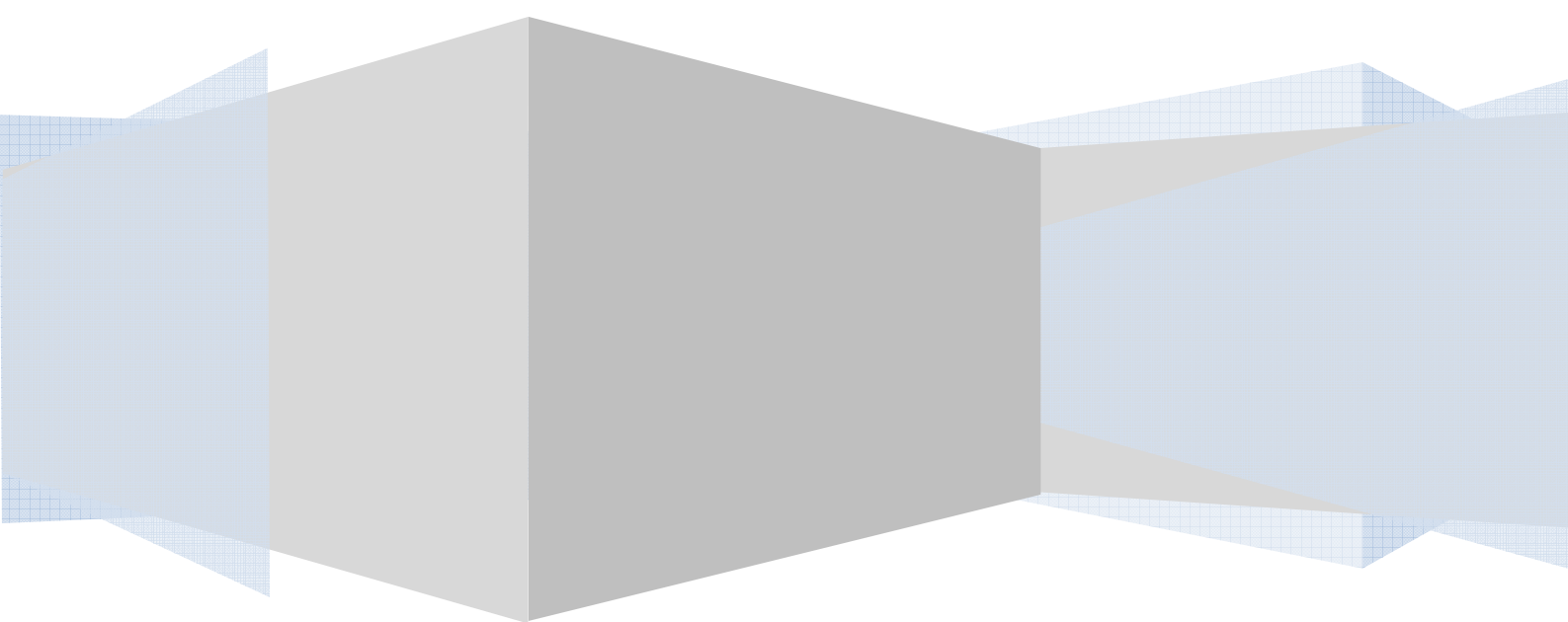


平成 26 年度税制改正に関する要望

—非営利活動を促進し、日本社会の再生と成長を支える税制のために—



平成 25 年 7 月

公益財団法人 公益法人協会

◇非営利活動促進を成長戦略の一環に

国家全体としての成長力は政府セクターと市場経済を旨とする企業セクターだけでは達成できない分野があります。例えば少子高齢化社会における様々な社会的課題は、個人の努力（「自助」）や政府による「公助」だけでなく、市民が助け合う「共助」にも期待されるところが大きいと思います。このような社会的課題の解決を担う組織こそ非営利の組織です。

高齢者支援、子育て支援、青少年の課外・教育増進、文化芸術、国内外の災害支援、奨学金や学術研究助成など、営利を目的とせず、コミュニティや専門分野の最前線で献身的に活躍する組織こそ公益法人や特定非営利活動法人、社会福祉法人など非営利のセクターです。

英米では、政府部門（第1セクター）市場経済部門（第2セクター）と並んで非営利セクター（第3セクター）が、社会を構成する三つのセクターとしてそれぞれがその特徴と機能を活かしつつ、それぞれの分野で活動することが社会の均衡的な発展に役立つものという考え方が定着しています。

日本においては、これらの組織は慢性的な資金難や色々な過剰な規制により活動の拡大にも限界がある中、創意工夫を凝らして安心、安全で安定した社会を作るために懸命に活動を続けています。

1500兆円を超える金融資産だけでなく、不動産なども含めれば膨大な額に上る個人資産を、非営利組織が担う民間公益活動の場への自主的な流入を促進させる政策は、まさに安倍首相が成長戦略について語った「人材、資金、土地など、あらゆる資源について、その眠っている「可能性」を、存分に発揮させる。そして、生産性の低い分野から、生産性の高い分野へ、資源をシフトさせていくこと。「成長」とは、それを実現していくことに他なりません。」にもかなうものであります。

公益法人協会は、資産寄附税制の拡充など税制上の支援措置、公益法人の認定基準等規制緩和、公益信託制度の抜本改革などを要望しています。これは個人資産の寄附を支援し、非営利セクターへ資金の流入を促し、公益団体がより自由闊達に社会に一層貢献できる場を広げることが狙いとするものです。ひいてはこれらの政策により公益団体の活動が促進、拡大し、市民が安心・安全に暮らせる社会、心の豊かさをも併せ持つ社会を実現すること、真の意味での日本社会の再生と成長に向けた大きな戦略の一つになるものであると確信します。

公益財団法人公益法人協会
理事長 太田 達 男

●平成 26 年度税制改正要望項目●

21 世紀日本社会において様々な社会的課題に取り組む非営利組織の果たす役割は極めて重要であり、これらの団体に対する市民のボランティアな協力活動や資金的支援（寄附）が強く望まれている。他方、個人の資産形成が進み寄附文化の醸成を考えると、フローとしての所得からの寄附金のみならず、ストックからのまとまった財産の寄附も奨励支援する制度の構築が必要と考える。

I 寄附金税制についてーフロー税制

<ねらい> 公益セクターでの少額寄附の促進、寄附を身近なものにし、寄附文化醸成を図る。

- 1 公益法人に寄附をした場合の税額控除制度の適用対象となる公益法人の要件について、認定特定非営利活動法人の認定要件である P S T（パブリック・サポート・テスト）要件を撤廃すること。
- 2 個人の寄附金控除の適用下限額（現在は 2000 円）を撤廃すること。
- 3 個人の寄附金控除について、5 年間の繰り越し控除を認めること。
- 4 公益法人が募集する震災関連寄附金の対象範囲に、被災者支援活動に対する助成事業に必要な費用に充てるための寄附金を含め、被災者支援活動の必要費用に充てるもの全般を対象とするよう、指定要件を規定している財務省告示を改正すること。

- 5 寄附金控除（公益法人等に寄附をした場合の税額控除制度を含む。）について年末調整で適用することができるように、年末調整の対象となる所得控除等の範囲を拡充すること。

II 資産寄附税制についてーストック税制

<ねらい> 土地、建物、美術品、有価証券、著作権など、個人資産を寄附市場に誘導し、社会的インフラを整備し、非営利組織の活動基盤を強化し、民間公益活動を促進する。特に地域に眠る土地、空き家の有効活用は、地域コミュニティの活性化にもつながる。

- 1 公益法人に対する生前贈与及び遺贈の場合におけるみなし譲渡所得非課税措置の適用にあたっては、相続税非課税措置制度と同様、国税庁長官の承認は不要とすること。
- 2 みなし譲渡所得非課税措置の適用要件として、2 年経過期間内に寄附資産を当該公益目的事業の用に直接供しな

なければならない旨定められているが、この要件を「2年経過後において当該法人の収益事業の用に供し、かつ、その収益をもっぱら収益事業の用に供する場合には、時価相当額による譲渡とみなす」に改めること。

3 相続財産の贈与を受けた法人が当該贈与があった日から2年を経過した日までに非課税措置対象法人でなくなった場合またはなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には相続税を課する旨の規定があるが、この要件を、「2年経過後において当該法人の収益事業の用に供し、かつ、その収益をもっぱら収益事業の用に供する場合」に改めること。

4 相続税非課税措置の取消しの場合も、みなし譲渡所得非課税措置と同様、課税対象は受贈者たる公益法人とすること。

5 みなし譲渡所得非課税申請等に当たっては、書類の多さ、手続の煩雑さにより、申請から承認まで長期にわたっていると思われる。事務手続きの簡素化を望む。

6 特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）の当初信託財産は金銭に限るとされているが、金銭だけでなく有価証券や不動産等の現物資産も認め、みなし譲渡所得税を非課税とすること。

7 公益信託制度の抜本の見直しは急務だが、その見直しの際には税制についても整備すること。

Ⅲ その他

○ 公益法人が公益目的事業として行う奨学金貸与事業において、奨学金の借用証書にかかる印紙税を非課税とすること。

「公益財団法人 公益法人協会」（理事長・太田達男）は、1972（昭和47）年に総理府（現総務省）の許可を受け、民間の出捐により設立された公益法人です。新公益法人制度の施行にともない公益認定を取得し、2009（平成21）年4月から公益財団法人として新たにスタートいたしました。「公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与すること」をミッションとしています。

平成 26 年度 税制改正に関する要望

I 寄附金税制について —フロー税制—

1) 税額控除制度に係る P S T 要件の撤廃

○公益法人に寄附をした場合の税額控除制度の適用対象となる公益法人の要件について、認定特定非営利活動法人の認定要件である P S T（パブリック・サポート・テスト）要件を撤廃すること。

- ・認定特定非営利活動法人の認定要件の一つである P S T は、もともと米国において内国歳入庁が寄附金等優遇団体を認定するために発案された制度である。米国では、非営利法人の設立が州法により異なり、登記だけで簡便にできることから寄附税制を付与するためにはその活動が一般市民から支援されていることが必要という観点で、連邦税法においてその他の要件とともに導入されたものである。他方、公益法人は、その事業の公益性はもとより、ガバナンス構造が法律により構築され、公益認定法によりその認定は市民を代表する第三者機関が公益性を判断する、という仕組みになっている。つまり、公益法人とこのような仕組みでない特定非営利活動法人ではそもそも法制度の仕組みが根底から異なっており、公益法人に P S T 要件を課すのは、屋上屋を架すようなものである。
- ・さらに公益法人は今後の事業計画・予算により、特定非営利活動法人は実績により認定ないし認証を行うものであり、寄附実績の要件を課することには大きな違和感と過重感を感じるのである。
- ・上記に加え、特定非営利活動法人には仮認定制度や、都道府県もしくは市町村など自治体の個別条例指定を受けられれば、認定要件における P S T 要件は免除され、税制優遇の道が開かれているなど、P S T 要件をクリアできない法人のための措置が講じられており、近似法人類型の税制措置として不公平感を禁じ得ない。
- ・小口寄附の実績のない公益法人、特に企業財団にとっては要件クリアは極めて困難となっている。親企業の従業員から小口の寄附を期待できる企業財団では、税額控除証明が取得できないために、小口寄附を断念しているケースも見受けられ、そのような意味で P S T 要件は寄附促進の阻害要因となって

いる。

関連条項：租税特別措置法 41 条の 18 の 3、同施行令 26 条の 28 の 2

2) 個人寄附金控除の適用下限額の撤廃について

○個人の寄附金控除の適用下限額（現在は 2000 円）を撤廃すること。

- ・現在、2,000 円を超える金額が寄附金控除の対象額となっているが、個人寄附促進のためには、このいわゆる「足切り額」を撤廃するか、又はハードル方式に改める（寄附金が 2,000 円を超える場合には、その全額を寄附金控除の対象にする）ことなど、金額的にはわずかであっても、多くの一般市民が気軽に寄附ができ、税制上のインセンティブが与えられるような仕組みを構築することは、税額控除制度が導入された今日、寄附促進に関してさらに有効と考える。

関連条項：所得税法 190 条 2 号

3) 個人寄附金控除の 5 年間の繰越控除を認めること

○個人の寄附金控除について、5 年間の繰り越し控除を認めること。

- ・ある個人が印税 1 年分を寄附する場合、限度超過分は控除が受けられない。また、土地や建物等の評価性資産を寄附する場合で、みなし譲渡所得につき非課税の承認を受けたときも、寄附金控除超過分については控除が受けられない。国や地方公共団体に対する寄附金でさえも同じ結果を生む。
- ・アメリカでは、「超過寄附金の繰越控除」を制度化し、一定の要件の下で 5 年間の繰越控除を認めている。

4) 震災関連寄附金の範囲

○公益法人が募集する震災関連寄附金の対象範囲に、被災者支援活動に対する助成事業に必要となる費用に充てるための寄附金を含め、被災者支援活動の必要費用に充てるもの全般を対象とするよう、指定要件を規定している財務省告示を改正すること。

- ・震災特例法第 8 条第 1 項の規定によれば、財務大臣が指定した寄附金（震災関連寄附金）は寄附金控除の特例が認められ、公益法人への寄附金もその対象となっていますが、その範囲は極めて限定的で、自ら被災者支援活動を行

う公益法人が募集する寄附金に限られている。公益法人の支援は、自らが現地で被災者支援活動をするにとどまらず、自らが企画した復旧・復興支援のためのプログラムを現地において実施することのできる他の非営利組織を資金的に援助する活動（助成活動）や募金能力が必ずしも十分でない現地非営利組織に代わって中間支援団体として募金活動を行う事例にも広がりを見せている。

- このような、現地非営利団体等への資金援助を目的として公益法人・認定特定非営利活動法人が行う募金についても、先行して認められている中央共同募金会同様、震災関連寄附金として認めていただくよう告示の改正を要望するものである。
- 震災関連寄附金の範囲を拡充することにより、より多くの寄附を募ることが可能となり、被災者支援活動の一層の促進、早期の復興が期待され、また、企業にとっては全額損金算入扱いとなるので、企業寄附のインセンティブ効果となることになによりも期待されると考える。
- なお、今回の震災特例法の措置は平成 25 年 12 月 31 日までの寄附金が対象となりますが、今後将来の災害時に備え、迅速な対応が取れるようモデルとなる制度として残しておく意味もこめて要望するものである。

関連条項：平成 23 年 3 月財務省告示 84 号

5) 寄附金控除の年末調整対象化

○寄附金控除（公益法人等に寄附をした場合の税額控除制度を含む。）について年末調整で適用することができるように、年末調整の対象となる所得控除等の範囲を拡充すること。

- 年間の個人寄附は宗教関連の寄附や政治献金を含めても年間約 5,182 億円と推計されており（※）、欧米諸国と比べ依然として低調と言わざるを得ないのが現状である。この要因の一つとして、一般の人々が日常感覚で寄附することを後押しするような制度がないことが挙げられると思われる。その打開策の一つとして寄附金の年末調整の対象化が考えられる。

（※）日本ファンディング協会編の『寄付白書 2012』より。震災関連寄附金を除く。

米国における個人寄附推計額のおよそ 40 分の 1 程度。

- 現在、給与所得者が寄附金控除の申告を行うことができるのは確定申告の際のみとされている。しかるに、給与所得者で確定申告を行っているのは年収が 2,000 万円を超えるなどごく一部の人々に限られており、年収 2,000 万円

以下の人々が寄附金控除制度の適用を受けるためには、わざわざそのために不慣れな確定申告を行わなければならない、寄附促進のインセンティブが求められている。

- ・すでに生命保険料控除、住宅ローン控除などが長年年末調整での申告が可能となっており、寄附金控除が特段実務的・技術的に困難とは考えられない。ぜひ早急に検討を進め、平成 26 年度税制改正においてこれを実現して下さるよう要望するものである。

(寄附金控除の年末調整対象化反対に対する若干のコメント)

- ・弊協会では、個人の寄附へのインセンティブを高め、寄附文化醸成のため寄附金控除の年末調整の対象化を要望しているが、「事務の適正性が確保できない」「個人の思想の把握による問題」「手間がかかる」など下記の点を指摘する意見もある。

(1)事務の適正性の問題としては、現存する特定公益増進法人が発行する領収証が定型化されておらず、信憑性を懸念するというものである。

(2)個人の思想の把握による問題としては、個人の思想的な情報が露呈し、人事の際のトラブルの原因となりかねないというものである。

(3)手間がかかるという問題については、納税事務負担増につながるような改正は行ふべきでないというものである。

- ・実際に事務処理にあたる担当者としては、それぞれもったもな指摘だと思うが、民間公益活動促進のためには企業セクターの協力は欠かせない。非営利セクター、企業セクターの英知を結集すれば上記指摘の点は、必ずや解決策が見いだせるはずである。たとえば、領収証の定型化が必要であれば今後定型化を進めるよう制度を整える努力を行えばよいのではないだろうか。領収証発行の信憑性は源泉徴収義務者に課せられた義務ではなく、誤認があれば付帯税は寄附金控除申告者に課せられるものとなろう。思想信条が他に知られたくなければ、現状通り確定申告で控除申請を行えばよい。

- ・寄附による共助の仕組みを促進し、非営利組織の活動資金調達、寄附文化醸成のためには、あらゆるセクターの一致協力が必要であり、寄附金の年末調整対象化に反対されている関係各位におかれては、是非ともご再考願う次第である。

関連条項：所得税法 190 条 2 号

Ⅱ 資産寄附税制について —ストック税制—

1) みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し

○公益法人に対する生前贈与及び遺贈の場合におけるみなし譲渡所得非課税措置の適用にあたっては、相続税非課税措置制度と同様、国税庁長官の承認は不要とすること。

○みなし譲渡所得非課税措置の適用要件として、2年経過期間内に寄附資産を当該公益目的事業の用に直接供しなければならない旨定められているが、この要件を「2年経過後において当該法人の収益事業の用に供し、かつ、その収益をもっぱら収益事業の用に供する場合には、時価相当額による譲渡とみなす」に改めること。

(国税庁長官の承認を個別に要することについて)

- ・金銭寄附に係る特定公益増進法人制度においては、公益法人は無条件にその対象法人の範囲に加えられている（法人税法施行令第77条、所得税法施行令第217条）。また、相続財産の贈与に係る相続税非課税措置制度においても同様である（租税特別措置法施行令第40条の3）。しかるに、生前贈与及び遺贈の場合におけるみなし譲渡所得非課税措置については国税庁長官の承認が必要となっているが、上記2制度と区別する特段の合理的な理由はないと考える。

(直接公益の用に供する要件の見直し)

- ・この規定は、贈与又は遺贈による財産が公益目的事業以外の事業に供されることを禁ずる趣旨と解される。この場合の公益目的事業は、その実施を支えるための管理部門を含めた全体と捉える必要があると思われ、その見地からは、ここで問題とすべきは贈与又は遺贈による財産をもっぱら収益事業の利益蓄積ために活用している法人であろうと思われる。そこで、「2年経過後において当該法人の収益事業の用に供し、かつ、その収益をもっぱら収益事業の用に供する場合には、時価相当額による譲渡とみなす」と規定するほうが適切であると考ええる。

関連条項：租税特別措置法40条、同施行令25条の17

2) 相続税非課税措置の適用要件の見直し

- 相続財産の贈与を受けた法人が、当該贈与があった日から2年を経過した日までに非課税措置対象法人でなくなった場合またはなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には相続税を課する旨の規定があるが、この要件を、「2年経過後において当該法人の収益事業の用に供し、かつ、その収益をもっぱら収益事業の用に供する場合」に改めること。
- 相続税非課税措置の取消しの場合も、みなし譲渡所得非課税措置と同様、課税対象は受贈者たる公益法人とすること。

(直接公益の用に供する要件の見直し)

- ・上記みなし譲渡所得税非課税措置と同趣旨である。

(相続税非課税措置の取消し後の課税対象者)

- ・みなし譲渡所得税の非課税特例措置により、財産を受贈した公益法人が後発的事由により非課税特例措置の取消しを受けた場合は当該公益法人がみなし譲渡所得税の課税対象となる(平成20年度税制改正)のと同様、相続税非課税措置の取消しの場合も、贈与者の地位の安定を損なうことを避けるため、相続税の課税対象は受贈者たる公益法人とするのが適切であろうと考える。

関連条項：租税特別措置法 70 条

3) 資産寄附特例措置申請の手続きの簡素化

- みなし譲渡所得非課税申請等に当たっては、書類の多さ、手続きの煩雑さにより、申請から承認まで長期にわたっていると思われる。制度の普及促進の観点からも事務手続きの簡素化を進めること。

- ・租税特別措置法第40条承認申請に当たっては、第1表関係から第17表関係までの各種添付書類があり、多岐にわたる書類を準備、作成が求められる。一例を挙げれば、申請書を提出してから承認通知書の受領まで、2年9カ月を要した事例もあり、書類提出の準備期間を入れれば実に3年近くかかっている。
- ・税制調査会(基礎問題小委員会・非営利法人課税ワーキンググループ)が平成17年6月に取りまとめた「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」では、「個人から法人への資産の寄附については、一般的には、当該個人がその資産を保有していた期間中に生じたキャピタル・ゲインに対して課税が行われるが、公益法人等に寄附が行われる場合に

については、一定の条件の下でこれを非課税とする措置が講じられている。こうした措置についても、今般の「新たな非営利法人制度」の制度化に併せ、租税回避の防止に留意しつつ、現物による寄附を円滑にするための見直しを検討すべきである。」としている。

- ・本制度の普及、民間公益活動発展、促進のためにも本制度の適用要件の見直しと併せ、事務手続きの簡素化を望むものである。

関連条項：租税特別措置法 40 条、同施行令 25 条の 17 等

4) 特定寄附信託税制の拡充

○特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）の当初信託財産は金銭に限るとされているが、金銭だけでなく有価証券や不動産等の現物資産も認め、みなし譲渡所得税を非課税とすること。

- ・平成 23 年度税制改正で導入された特定寄附信託は、公益法人や認定特定非営利活動法人等「新しい公共」の担い手を、ある程度まとまった金額を寄附することにより支援する新しい仕組みとして注目されている。
- ・しかし、寄附金の所得控除や税額控除は信託制度を介在せず直接寄附した場合と同様であり本制度特有の措置ではないため、税制上の優遇措置は、実質上利子配当所得非課税に限られており、米国のブランド・ギビングに範をとった制度と言われる割には、寄附者にとって魅力の薄い制度である。
- ・この制度を活用して個人資産を寄附市場に誘導する最も効果的な税制上の措置として、有価証券や不動産等現物資産を当初信託財産として設定することを認め、公益法人等に寄附する割合に応じて、みなし譲渡所得税を非課税とすることが妥当と考える。

関連条項：租税特別措置法 4 条の 5、同施行令 2 条の 36

5) 公益信託制度の抜本的見直しに伴う税制の見直し

○公益信託制度の抜本的見直しは急務ですが、その際税制についても整備すること。

- ・公益法人制度改革 3 法が施行され、4 年半が経過。現在、旧制度に基づく公益法人（特例民法法人）は移行手続の真最中であり、移行期間は、平成 25 年月末をもって終了する。一方、公益信託については、平成 18 年 12 月公布の信託法においては改正は行われず、同法案審議の際の衆・参両法務委員会の

附帯決議において「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」とされたものの、手付かずのまま今日に至っているのが実情。そのため、公益法人では廃止された主務官庁制度が公益信託では存続しているという不均衡を生じている。

- ・附帯決議が述べているように、公益信託は、信託形式で民間公益活動を行うための制度としてまさに「公益法人と社会的に同様の機能を営むもの」にほかならず、その点で、制度的にも公益法人制度と整合的なものにすることが急務と思われる。
- ・弊協会としましては、公益信託制度の早期抜本改正を別途関係方面に要望を継続中。その改正が実現した場合には、新公益信託制度に相応しい税制の整備をされるよう併せて要望する。

関連条項：所得税法 78 条、法人税法 37 条、租税特別措置法 78 条

Ⅲ その他

1) 奨学金借用証書に係る印紙税

○公益法人が公益目的事業として行う奨学金貸与事業において、奨学金の借用証書にかかる印紙税を非課税とすること。

- ・奨学金の借用証書は、印紙税法では消費貸借に関する契約書に該当し（別表第一）、貸与総額に応じた印紙税を納付しなければならないとされている。
- ・昨今の経済環境下、学資負担が困難な家庭が急増している中、公益法人等非営利法人による奨学金は、ますます重要な役割を果たしている。
- ・このように社会的意義の高い貸与型奨学金の奨学金借用証書を商業ベースの金銭消費貸借契約と全く同等に扱い、課税文書としていることには大きな違和感を覚える。
- ・また、独立行政法人日本学生支援機構や独立行政法人自動車事故対策機構からの借用証書は、印紙税法別表第三により非課税とされている。社会的意義の高い同種の貸与金でありながら、貸与団体の組織的な形態により差別することは不合理である。

以上